

新潟市法令等による東区長事務に係る事務専決要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令及び規則の規定により区長に委任されている事務（以下この要綱において「区長事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（区民生活課長及び区役所出張所長の専決事項）

第2条 区役所区民生活課長及び区役所出張所長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる（区役所出張所長においては第5号及び第9号を除く。）。

- （1） 戸籍に関する事務を処理すること。
- （2） 住民基本台帳に関する事務を処理すること。
- （3） 印鑑登録に関する事項のうち、印鑑登録証明書の交付申請の受理及び交付に関する事項。
- （4） 公的個人認証に関する事務を処理すること。
- （5） 特別永住に関する事項。
- （6） その他法令によらない証明書等を発行すること。
- （7） 埋火葬の許可をすること。
- （8） 斎場（火葬場）の利用又は変更の許可をし、及びこれを取り消すこと。
- （9） 自動車の臨時運行の許可に関する事項

（専決事項として定められていない事項の専決）

第3条 この要綱に定められていないものの他、区長事務の専決については、新潟市事務専決規程（平成19年訓令第9号）の例による。

（専決の特例）

第4条 前条に規定する事項であっても、疑義があり、又は異例若しくは特に重要で上司が処理する必要があると認められるものについては、当該上司がこれを決裁するものとする。

2 事案の決裁にあたりこの規程によることなく区長が別に命じた場合においては、当該命令の定めるところによりこれを決裁するものとする。

（区長及び専決権者が不在の場合の代決）

第5条 急施を要する場合又は事案の処理についてあらかじめ区長又は専決権者の指示を受けた場合は、次表の左欄に掲げる決裁権者に応じ、その事務に従事する同表の中欄に定める第1次代決権者（第1次代決権者が不在の場合は、同表の右欄に定める第2次代決権者）が代決することができる。

決裁権者	1次代決権者	2次代決権者
------	--------	--------

区長	副区長	課長、出張所長
課長、出張所長	直近下位の職にあるもの	

(専決及び代決の報告)

第6条 第2条から第3条まで及び第5条の規定に基づいて決裁を行ったもののうち、その結果について上司又は関係機関が了知する必要があると認められるものがあるときは、遅滞なくこれを当該上司に報告し、又は関係機関に了知させなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。